

事務連絡
昭和54年1月18日

各土木事務所建築課係 殿

建築住宅課審査係

アーケードの確認申請に伴う手数料の徴収について（通知）

アーケードの床面積の算定については、昭和39年2月24日付住指発26号の”床面積の算定方法”により床面積に算入しないこととして取扱っていますが、確認申請手数料についても、床面積を算入せず、したがって30㎡以内のものとして1,500円を徴収するという疑義があります。

しかしながら、前述の”床面積の算定方法”は建ぺい率、容積率等の形態規定に係る取扱いと解釈され手数料徴収に係る床面積と別個のものと理解されます。

したがって、今後ともアーケードの確認申請に伴う手数料徴収については、建築面積を置き換えて取扱うこととするのでお知らせします。